

令和5年4月19日

保護者様

船橋市立行田東小学校
校長 五十嵐 信昭

学校における合理的配慮の提供について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、平成28年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、合理的配慮の提供が義務となっております。

学校においては、障害のある児童が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めてまいります。

つきましては、「合理的配慮の提供」について、ご質問・ご要望がある場合は、担任までご相談ください。

* 「合理的配慮」につきましては裏面に資料がございますので、ご覧ください。

<合理的配慮とは？>

視力が悪い人がメガネをかけるように、同じ方法や同じペースで学ぶのが難しい子供のために合う方法を見つけることができたなら、学びやすくなることでしょう。

障害のある子供が障害のない子供と共に同じ場で学ぶことを目指していくなかで、学びやすくなるための工夫（理にかなった変更・調整）をしていくことです。

(参考)学校における合理的配慮の例 (文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。
 ○廊下側の前方の座席
 ○教室の照度調整のためにカーテンを活用
 ○弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。
 ○教室を1階に配置
 ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
 ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。
 ○板書計画を印刷して配布
 ○デジタルカメラ等※による板書撮影
 ○ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
 (※データの管理方法等について留意)



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。
 ○教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす)
 ○FM補聴器の利用
 ○口形をハッキリさせた形での会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



病弱のEさん

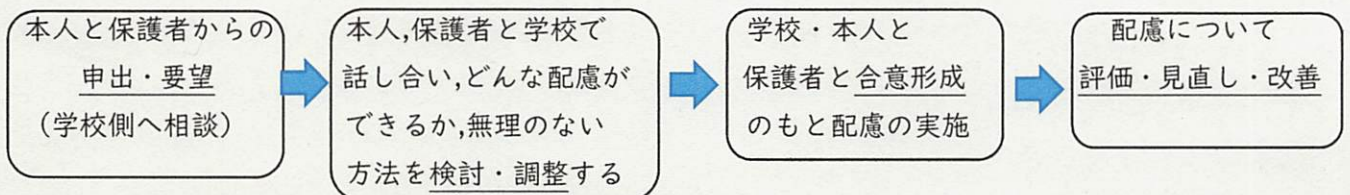
【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。
 ○体育等の実技において、実施可能な課題を提供

知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。
 ○話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。



<合理的配慮の進め方>



『合理的配慮』については、本人・保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定し、その内容を「個別の教育支援計画に明記することが望ましい」とされています。

子供の成長に合わせて、その都度必要な配慮を調整していくことが大切になります。はじめは配慮を受けていたが、成長と共に配慮が不要になることもあれば、進級に応じて新たな困り感が出てくることもあるので、配慮についての評価・見直しを学校としていく必要があります。

参考資料：『合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～』 平成29年3月 千葉県教育委員会